

ふたみ会 規約

第1章 会の名前

本会は、「ふたみ会」と称する。

第2章 目的

厄年行事及び会員の親睦を目的とする。

第3章 会員(資格)

昭和45年4月2日から昭和46年4月1日までに生まれ、御油町に縁のある男子を会員とする。

第4章 会費

1. 納入金額

会員は年間 35,000 円を会費として本会に納める。

2. 納入方法

①岡崎信用金庫 国府支店に、『ふたみ会 会長名』の口座を設ける。

岡崎信用金庫 国府支店(店番 082)

普通口座 口座番号 9001598

名義 御油神社祭礼厄年会ふたみ会 会長 安達慎一

②会費は、下記のいずれかにより支払う。

1) 会員各自が岡崎信用金庫国府支店、他支店に口座を設け自動振替、振込とする。

2) 会員各自の利用の(他行等)口座より、自動振替、振込とする。

③支払い方法は、月払い、年払いの2種類とし、振込とする。

※自動振替、振込等の手数料は会員各自の負担とする。

1) 月払いは、当年1月より毎月 5,000 円×7回支払う。

2) 年払いは、当年1月に 35,000 円を支払う。

3. 納入期間

当年1月より当年年7月までとする。

第5章 運営

1. 役員構成

会長 [1名]

副会長 [2名]

理事 [2名]

会計 [1名]

2. 会計運営

会計不在の場合は役員6名にて運営を行う。但し、会計報告に関しては会計より行うとする。

3. 役員を選出方法

年度末に次年度役員を総会の決議により選出する。

但し、上記メンバーで都合が生じた場合は変更可とする。

4. 役員の任期

任期は1年間とする。

5. 定期総会と会計報告

毎年12月に定期総会を開催し、本会員の半数以上の出席(委任状も含む)で成立する。会計報告は、定期総会にて行う。

6. 臨時総会

臨時総会は、役員の決議により開催する事が出来る。

7. 委任

総会に出席できない者は、委任状を提出することができる。

8. 行事

下記行事を行い、その運営に会費をあてることとする。

- ①御油神社祭礼の行事
- ②御油神社祭礼に煙火奉納
- ③御油神社への寄付
- ④親睦会、その他

第6章 専門委員会(各責任者)

1. 目的

本委員会は、審議事項に対し審議立案し、本会会長に答申する諮問機関であり、決議権はないものとする。

2. 委員の任期

本委員会の任期は、任命後答申するまでの期間とする。

3. 委員

本委員会の委員は、立候補及び推薦を基準に会長・副会長の合意により選出する。

第7章 中途入会及び脱会

1. 中途入会

御油町に縁のある者で、会員資格の対象となるものについては、役員会の決議により本会員となることが出来る。

2. 中途入会員の会費

本規約第4章1. に定めた金額を本会に納める。

3. 中途脱会

中途脱会は原則として認めない。但し、役員会で承認できうる事情が発生した場合は脱会を役員決議により認める。

4. 中途脱会者会費の返還

原則として認めないが、役員会により承認された場合に限り、返還する。

第8章 規約改正

本規約の改正は、総会決議の3分の2以上の(委任状を含む)合意により改正できる。

第9章 弔慰金規定

1. 目的

本規程は、ふたみ会会員およびその家族の慶弔見舞いに関する事項について定めたものである。

2. 支給範囲

前条に定める会員の家族の範囲は次のとおりとする。

- ①配偶者
- ②実父母
- ③子
- ④同居の親族

3. 弔慰金

会員の死亡に際して、次のとおり香典を支給する。

会員の家族の死亡に際して、次のとおり香典を支給する。

- | | |
|---------|---------|
| ①本人・配偶者 | 30,000円 |
| ②子 | 30,000円 |
| ③父母 | 10,000円 |
| ④同居の親族 | 10,000円 |

4. 供花料

会員および配偶者、子、父母の死亡に際しては、弔電、供花または供花料を支給する。

なお、喪主または喪主に準ずる場合は、弔電、供花または供花料を支給する。